

# 建築確認・検査申請手数料改正のお知らせ

「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」及び「建築基準法」の改正を受け、**令和7年4月1日**より、建築確認・検査申請手数料を改正します。

## 1. 改正の概要

- ① 建築確認・中間検査・完了検査申請手数料に、床面積が300㎡を超え500㎡以内の場合の手数を新設します。

令和7年3月31日までの手数料				令和7年4月1日からの手数料			
床面積の合計	建築確認	中間検査	完了検査	床面積の合計	建築確認	中間検査	完了検査
200㎡ < A ≤ 500㎡	30,000円	27,000円	29,000円 (28,000円)※	200㎡ < A ≤ 300㎡	30,000円	27,000円	29,000円 (28,000円)※
				300㎡ < A ≤ 500㎡	39,000円	34,000円	36,000円 (35,000円)※

※ 括弧内の金額は中間検査を受けた建築物の場合の手数料です。

- ② 建築確認・完了検査の申請手数料に、建築物エネルギー消費性能基準（省エネ基準）への適合審査・検査を行う場合に加算する手数料を新設します。

**建築確認申請時の加算手数料は、仕様基準により省エネ基準の評価を行う場合が対象**となります。建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける場合は加算されません。

<建築確認申請の加算手数料※>

床面積の合計	手数料の額	
	一戸建ての住宅	共同住宅等
A ≤ 200㎡	16,400円	31,000円
200㎡ < A ≤ 300㎡	17,700円	
300㎡ < A ≤ 2,000㎡		53,800円
2,000㎡ < A ≤ 5,000㎡		97,500円
5,000㎡ < A		147,000円

<完了検査申請の加算手数料※>

床面積の合計	手数料の額
A ≤ 200㎡	4,400円
200㎡ < A ≤ 300㎡	8,800円
300㎡ < A ≤ 1,000㎡	15,500円
1,000㎡ < A ≤ 2,000㎡	25,300円
2,000㎡ < A ≤ 5,000㎡	76,000円
5,000㎡ < A ≤ 10,000㎡	120,000円
10,000㎡ < A ≤ 25,000㎡	152,000円
25,000㎡ < A	190,000円

※ 規模により省エネ基準への適合が除外されるものや、省エネ基準への適合審査が省略されるものは加算されません。

## 2. 手数料額の一覧

裏面をご確認ください。

## 3. 新たな手数料の適用日

令和7年4月1日（火）以降に申請するもの

## 4. お問い合わせ

土木事務所	対象地域	電話番号
大河原土木事務所 建築班	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町	0224-53-3918
仙台土木事務所 建築部 建築第一班	名取市、岩沼市、多賀城市、富谷市、亶理町、山元町、大和町、大郷町、大衡村、松島町、七ヶ浜町、利府町	022-297-4347
北部土木事務所 建築班	栗原市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町	0229-91-0737
東部土木事務所 建築班	登米市、東松島市、女川町	0225-94-8691
気仙沼土木事務所 建築班	気仙沼市、南三陸町	0226-24-2538

※特定行政庁である4市(仙台市・石巻市・塩竈市・大崎市)や指定確認検査機関に申請する際の手数料は、各市又は指定確認検査機関にご確認ください。

※赤字部分が改正又は新設する手数料

### 1. 建築確認申請手数料

基本手数料		加算手数料		
床面積の合計	建築確認 手数料の額 (円)	床面積の合計	省エネ仕様基準適合審査 手数料の額(円)	
			一戸建ての住宅	共同住宅等
A ≤ 30㎡	8,000	A ≤ 200㎡	16,400	31,000
30㎡ < A ≤ 100㎡	14,000			
100㎡ < A ≤ 200㎡	22,000			
200㎡ < A ≤ 300㎡	30,000	200㎡ < A ≤ 300㎡	17,700	53,800
300㎡ < A ≤ 500㎡	39,000			
500㎡ < A ≤ 1,000㎡	52,000	300㎡ < A ≤ 2,000㎡	17,700	97,500
1,000㎡ < A ≤ 2,000㎡	74,000			
2,000㎡ < A ≤ 10,000㎡	210,000	2,000㎡ < A ≤ 5,000㎡	17,700	147,000
10,000㎡ < A ≤ 50,000㎡	360,000	5,000㎡ < A		
50,000㎡ < A	620,000			
建築設備	14,000 (8,000)			
工作物	12,000 (6,000)			

※括弧書きは計画変更の手数料です。

※確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合で、床面積の増加する部分が10㎡以内の場合は加算手数料は徴収されません。

### 2. 中間検査申請手数料

床面積の合計	中間検査 手数料の額(円)
A ≤ 30㎡	12,000
30㎡ < A ≤ 100㎡	15,000
100㎡ < A ≤ 200㎡	20,000
200㎡ < A ≤ 300㎡	27,000
300㎡ < A ≤ 500㎡	34,000
500㎡ < A ≤ 1,000㎡	44,000
1,000㎡ < A ≤ 2,000㎡	60,000
2,000㎡ < A ≤ 10,000㎡	130,000
10,000㎡ < A ≤ 50,000㎡	210,000
50,000㎡ < A	380,000

### 3. 完了検査申請手数料

基本手数料			加算手数料	
床面積の合計	完了検査 (中間検査あり) 手数料の額(円)	完了検査 (中間検査なし) 手数料の額(円)	床面積の合計	省エネ基準 適合検査 手数料の額(円)
30㎡ < A ≤ 100㎡	15,000	16,000		
100㎡ < A ≤ 200㎡	20,000	21,000		
200㎡ < A ≤ 300㎡	28,000	29,000	200㎡ < A ≤ 300㎡	8,800
300㎡ < A ≤ 500㎡	35,000	36,000	300㎡ < A ≤ 1,000㎡	15,500
500㎡ < A ≤ 1,000㎡	46,000	47,000		
1,000㎡ < A ≤ 2,000㎡	62,000	65,000	1,000㎡ < A ≤ 2,000㎡	25,300
2,000㎡ < A ≤ 10,000㎡	150,000	160,000	2,000㎡ < A ≤ 5,000㎡	76,000
			5,000㎡ < A ≤ 10,000㎡	120,000
			10,000㎡ < A ≤ 25,000㎡	152,000
10,000㎡ < A ≤ 50,000㎡	240,000	250,000	25,000㎡ < A	190,000
50,000㎡ < A	440,000	450,000		
建築設備				
工作物				
		12,000		